

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改 正 後		改 正 前	
<p>（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）</p> <p>第十四条の二 第四条第二項、第五条第四項、第六条第二項及び第六項並びに第十条の二第一項の規定にかかわらず、金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスク相当額を算出する場合には、適格格付業者の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを証券化証券等の銘柄ごとに相殺（発行者、発行通貨並びに配当、残余財産の分配及び優先劣後構造に係る順位が同一のものに限る。）した後のネット・ポジションの時価額に乘じて得た額を個別リスク相当額とする。ただし、リスク・ウェイトが自己資本控除に該当する場合は、ネット・ポジションの時価額を当該自己資本控除の額とする。</p> <p>一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。</p>	<p>（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）</p> <p>第十四条の二 「同上」</p>	<p>信用リスク区分 証券化証券等（再証券証券等を除く。）の場合</p>	<p>再証券証券等の場合 （パーセント）</p>
<p>信用リスク区分 証券化証券等（再証券証券等を除く。）の場合</p>	<p>信用リスク区分 証券化証券等（再証券証券等を除く。）の場合</p>	<p>信用リスク区分 証券化証券等（再証券証券等を除く。）の場合</p>	<p>再証券証券等の場合 （パーセント）</p>

6 11	6 10	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	
二十八	八	八	八	四	四	四	一・六	一・六	一・六	一・六	(パーセント)
五十二	十八	十八	十八	八	八	八	三・二	三・二	三・二	三・二	

6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	
自己資本控除	二十八	八	四	一・六	(パーセント)
	五十二	十八	八	三・二	

6 12	二十八	五十二
6 13	二十八	五十二
6 14、6 15、 6 16、6 17、 6 18	自己資本控除	

二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合においては、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第十九条第二項又は第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二の規定により算出したリスク・ウェイトを適用する。

「3」8 略」

(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)

第十四条の九 「略」

2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又

二 「同上」

2 川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合においては、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三に定めるリスク・ウェイトを適用する。

「3」8 同上」

(内部管理モデル方式による包括的リスクの額)

第十四条の九 「同上」

2 「同上」

一 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又

は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指
定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。） 及び第十九条第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二

二 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める規定により算出した個別リスク相当額の合計額

イ 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取

は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後
のロング・ポジションについて、第十九条第一項において準用す
る川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び
第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個
別リスク相当額の合計額

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後
のショート・ポジションについて、第十九条第一項において準用
する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及
び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した
個別リスク相当額の合計額

「号の細分を加える。」

引業者（ロに掲げる者を除く。） 第十四条の二第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」とあるのは、「百」と読み替えた場合における同項並びに第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）

ロ 川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者 第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節まで（第二百八十条の二を除く。）及び第十九条第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二

3 前項の規定にかかわらず、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者の、第一項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に規定する要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第二項において準

〔号の細分を加える。〕

3 〔同上〕

一 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第二項において準用

<p>用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p> <p>(川上連結告示の準用)</p> <p>第十九条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第三節から第五節まで(第二百八十条の二を除く。)の規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。</p> <p>2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百六十条、第二百六十一条、第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。</p> <p>3 川上連結告示第二百八十条の二の規定は、川上連結告示第一条第十号に規定する標準的手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。</p>	<p>する川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p> <p>(川上連結告示の準用)</p> <p>第十九条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第三節から第五節(第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。)までの規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。</p> <p>2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百六十条、第二百六十一条、第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	